

ひとりぐらし
高齢者の方へ

見守り機器サービスの利用料の一部を補助します

令和8年4月より、70歳以上のひとりぐらし高齢者を対象に、区に登録された見守り機器サービスの月額利用料の一部を補助します。

本事業にご興味がある方は、ホームページ（区HP🔗:30259）をご確認いただくか、高齢福祉課までご相談ください。

事業内容

- ・本事業に登録された見守り機器サービスの月額利用料の一部を補助します。
※初期費用・その他の費用は除く。
- ・補助上限額：1人当たり月額最大1,000円



対象者

- 世田谷区に住民登録がある方
- 70歳以上
- ひとりぐらし



※以下の方はご利用いただけません。

- ・区他の見守りサービスを利用している方
救急通報システム、福祉電話料助成、高齢者安心コール電話訪問、住まい見守り・補償サービス初回登録料補助制度(見まもっTELプラス、HNハローライト)
- ・すでに本事業をご利用の方(2回目以降の見守り機器サービスは本事業の対象外)

対象機器

- ・ボタンを押すとすぐに人が駆けつける「緊急通報型」
- ・自分で操作しなくとも、センサーで異常を感知する「センサー型」
- ・ドアの開閉等を感知する「生活リズム型」

利用方法

- ①世田谷区ホームページ等で見守り機器サービスの内容を確認
- ②自分の希望に合った機器を選択
- ③見守り機器サービスが決まったら、ご自身で登録事業者へ問い合わせ
※区役所、あんしんすこやかセンターではお申込みの受付はしていません。
契約等の手続きは登録事業者を通じて行ってください。
- ④契約後、利用開始
※月額利用料から補助額を引いた金額が事業者から請求されます。
※サービス利用により生じた損害について、区は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。



事業についての問合せ先

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 03-5432-2256

※各サービスの詳細については、事業者に直接お問合せください。

令和8年4月